

教育制度委員会規程

(平成16年6月15日総長裁定制定)

第1条 国立大学法人京都大学部局長会議規程(平成16年達示第5号)第13条第1項の規定に基づき、研究科長部会の下に特別委員会として、教育制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に係る専門的事項について、研究科長部会の諮問に応じて調査及び検討する。

- 一 学部専門教育及び大学院教育に係る制度に関すること。
- 二 学部の編入学試験及び大学院入学試験に関すること。
- 三 学位に関すること。
- 四 その他全学の教育に関する重要なこと。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 教育担当の理事(以下「担当理事」という。)
- 二 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授 各1名
- 三 学生部長
- 四 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第4号の委員の任期は、総長が別に定める。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会は、委員会における調査及び検討の結果を研究科長部会に報告しなければならない。また、研究科長部会が、委員会に対し、調査及び検討の経過その他必要な事項の報告を求める場合は、これに応じなければならない。

第8条 委員会に関する事務は、学生部教務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月15日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。ただし、当該委員のうち総長の指名する委員の任期は、平成19年3月31日までとする。